

広島県農業会議第6回常任会議員会議議事録

1 日 時 平成24年9月18日(火)13時30分から15時24分

2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(19名)

1番 河野 信義	2番 梶原 安行	3番 山崎 昭弘	4番 倉本 寛
5番 加栗 建男	6番 片山 博	7番 河村 昇	8番 佐伯 知省
9番 石田 文雄	10番 中谷 憲登	11番 徳永 邦雄	12番 宮脇 勝博
13番 重本 貞雄	14番 小泉 俊雄	15番 下垣 雅史	16番 横田 武
17番 安井 裕典	19番 中村 雅宏	20番 山崎 逸郎	

4 欠席会議員(1名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 協議事項

(1) 平成25年度県農業・農村施策に関する提案(案)について

7 情報交換

(1) 広島県果実農業振興対策センター・宮盛農園の概要について

8 県及び市町農業委員会職員出席者

(1) 広島県

農林水産局農業技術課	専門員	大瀬戸啓介
農林水産局農業技術課	主 事	秋月 優実

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会	主 査	稲田 雅之
三原市農業委員会	農政係長	山崎 雅樹
尾道市農業委員会	専門員	大木原 健
福山市農業委員会	調整員	西山 和昭
三次市農業委員会	主 任	渡邊 英俊
庄原市農業委員会	主 任	岸 泰弘
東広島市農業委員会	主 任	平沢 成典
北広島町農業委員会	係 長	田中 正基

9 広島県農業会議

事務局長	小林 修二
農地相談員	江上 正一

次長兼総務課長 高橋 誠
次長兼業務課長 龍尾 満弘

10 議事内容

小林事務局長 ただ今から、平成24年度第6回常任議員会議を開会いたします。
 本日は、藏田会長が市長の公務のため欠席となりましたので、中谷副会長に代理を務めていただきます。
 開会にあたりまして、中谷副会長がごあいさつを申し上げます。

中谷副会長 こんにちは。少し秋風がさわやかに吹き、またこの間、台風がようやく過ぎた後ですが、今日は会長が公務のため欠席ということでございますので、私が本日の議長を務めることになりました。皆様方には、いろいろお世話になりますが、本日はよろしくお願いいたします。

 本年度、第6回の常任議員会議を開催いたしましたところ、このように大勢の方に、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

 8月6日に米穀データバンクが平成24年産の米の収穫予想を発表しております。全国の作況指数が102の「やや良」、主食用等の作付面積は153万haということで、主食用等の収穫量は827万トンということになっております。生産計画比でおよそ34万トンの増を見通しております。

 一方、世界の穀物生産を見ますと、厳しい干ばつに見舞われている米国では、トウモロコシと大豆の収穫高が大幅に減少する見込みであります。穀倉地帯のロシア、ウクライナ、カザフスタンも猛暑で、小麦の収穫に影響が出ていると言われております。

 この結果、大豆及びトウモロコシの価格は、本年7月に史上最高値を更新し、8月に再度高値を更新、小麦の価格は世界の在庫水準と比べ大きく下がってはいないものの、追従して上昇しております。

 こうしたことを受けて、世界の食料価格が7月には約10%上昇しました。

 国連食糧農業機関では、「世界的な穀物価格の高騰がこのまま続けば、5年前に起きた食糧危機が繰り返されかねない」として、国際社会に対して協調して対応するよう声明を出しております。

さらに「短期的には貧しい人々が深刻な被害を受ける食料価格の高騰を抑えるよう取り組むとともに、長期的には世界の人口の増加を受けて、食料の生産や流通、消費のあり方を見直す必要がある」とも指摘しています。

こうした世界の穀物の生産状況を見ますと、わが国の水稻の作況指数は、先ほども言いましたように102と見込まれており、これは当面の安心材料ではございますが、国連食糧農業機関などが指摘しているように、食料の生産や消費のあり方を検討する必要があります。

わが国は前回の食糧危機を踏まえて、「食料・農業・農村基本計画」の食料自給率目標を50%に引き上げました。さらに「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」においても、食料自給率の向上をはじめとする「食料・農業・農村基本計画」等に定める目標の達成を目指していくこととしております。

このため、農林水産省は持続可能な力強い農業を実現するため、本年度から「人・農地プランの策定事業」を推進することとしており、農業委員会系統組織にも、この事業に全力で取り組むことが求められております。また、JAグループにおかれましても、「人・農地プラン」と一体的に地域営農ビジョンの策定に取り組まれているとお聞きしております。

農村現場で、市町行政と農業委員会及びJAグループ等の農業団体が連携を密にして、「人・農地プラン」の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議は、広島市ほか15市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、5条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、協議事項としまして「平成25年度広島県農業・農村施策に関する提案（案）について」を、情報提供としまして「広島県果実農業振興対策センター宮盛農園の概要について」を予定しております。

それでは、どうか慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

小林事務局長

ありがとうございました。

ここで、新たに常任議員にご就任いただきましたので、ご紹介いたします。

1号議員である広島市農業委員会の河野信義様にご就任されました。

河野常
任会議
員

一言ごあいさつをいただきたいと思います。

今、ご紹介をいただきました広島市農業委員会の河野信義でございます。今まで安福会長がお世話になっておりましたが、農協理事の改選がございまして、途中で解任ということで欠員になりまして、私が後任をさせていただきます河野信義です。

私が住んでいる所は、安福会長と同じく広島市安佐北区の安佐町ですが、インターがございまして飯室に住んでおります。そういったことで皆さんにご紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

前回の総会に出席をしなければならないところ、欠席をいたしまして、誠に失礼をいたしました。また、今回第6回の常任会議に初めて出席をさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております資料は、修正箇所がございますので、お手元に用意しました資料に差し替えをお願いいたします。

修正と申しますのは、1点目は太陽光発電によるパネルの設置の案件につきまして、これは初めてのケースですので、調査結果欄に関係法令の条文と、その内容を新たに記載させていただきました。

2点目が農地区分の変更で、第3種農地を第2種農地に変更したものでございます。

それから資料1の説明案件として事前送付させていただきました中で、北広島町の第4条調査表について、申請人により9月14日に取り下げの意思表示があったということで、これを削除させていただいております。

また、差し替えをしていただいた資料について、一部修正をお願いしたいと思います。資料2の20ページをお開きください。廿日市市農業委員会の調査表ですが、2番の項目、申請人の●●さんの職業欄ですが、上と同じでございまして、「会社員」となっておりますが「自営業」に修正をお願いします。申し訳ございません。

それでは、会則第 37 条及び農業会議規則第 5 条の規定により、副会長に議長を務めていただきます。

中谷副会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数 20 名、うち本日の出席は 19 名です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第 32 条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を私のほうから指名いたします。●番、●●会議員、●●番、●●会議員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

それでは、説明させていただきます。

申し訳ございません。取り下げが 1 件あったと申し上げましたが、これはそれも含んでおりますのでご了解いただきたいと思います。資料もそのようになっております。集計表については修正が間に合わなかったということで、ご理解いただきたいと思います。

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料 4 ページ上段の「総括表（県合計）」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ 26、実 16 市町農業委員会から 110 件、65,829.57㎡、うち「4 条」関係が 10 市町農業委員会から 34 件、19,465.90 ㎡、「5 条」関係が 16 市町農業委員会から 76 件、46,363.67㎡となっております。

次に、5 ページの「転用目的別一覧表」をご覧ください。

主要なものを見てみますと、件数では「住宅」が 57 件で 51.8%、次いで「その他」が 23 件で 20.9%、「駐車場」が 12 件で 10.9%、「資材置場」が 8 件で 7.3%、「農業用施設」が 6 件で 5.5%、「公共施設」が 2 件で 1.8%となっております。

す。

面積では、「住宅」が28,256.89㎡で42.9%、次いで「その他」が21,763.36㎡で33.1%、「資材置場」が6,362.00㎡で9.7%、「駐車場」が5,142.92㎡で7.8%、「公共施設」が2,383.00㎡で3.6%、「農業用施設」が1,520.00㎡で2.3%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

議長 ただ今の説明について、皆様方の方から、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会
議員 ただ今、説明がありました案件について、総括表の方が、要は取り下げのものが間に合わなかったから、このままの数値でとおっしゃいましたけれども、これでは納得いたしかねます。少なくとも総括表の他のところの4条で、マイナス2,293.90㎡とか、そういうかたちの説明が補足的に行われてしかるべきだと考えますので、その点よろしくお願いいたします。

議長 分かりました。それでは、説明をお願いします。

事務局 では、修正分について簡単に説明させていただきます。

まず全体でございますが、16市町農業委員会からというので109件、63,535.67㎡。うち4条が10市町農業委員会、委員会数は変わりません。33件の17,172.00㎡という数字にあらためます。

それから、転用目的別一覧表の合計欄でございますが、件数では「住宅」が57件で52.3%に上がります。「その他」が22件で20.2%、「駐車場」が12件で11.0%。「資材置場」が8件で7.3%、「農業用施設」が6件で5.5%、「公共施設」が2件で1.8%というところは変わっておりません。

面積では、「住宅」が28,256.89㎡で42.9%から44.5%に上がります。続いて「その他」が21,763.36㎡と申し上げましたが、19,469.46㎡になりまして30.6%、「資材置場」は面積は変わらず10.0%、「駐車場」も面積は変わらず8.1%、「公

共施設」も面積は変わらず3.8%、「農業用施設」も面積は変動なく2.4%というように比率は変わってまいります。申し訳ございませんでした。

議長 これは、後で整理していただけますか。

事務局 はい。整理したものを送らせていただきます。

議長 そのようにしてください。
ほかにございませんか。

常任会
議員 (質疑、特になし)

議長 ご質問がないようですので、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題にいたします。
関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。
三原市農業委員会からお願いいたします。

三原市
農業委
員会 三原市農業委員会です。
資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。
1番の案件について説明します。
●●氏によります、一時転用で農地改良の転用事案です。
申請人は、現在、●●市に居住し、三原市にて農業を営む兼業農家です。
このたび、市道と宅地に囲まれた申請地は窪地であり、排水不良により大雨が降った際には冠水し、作付けが困難であるため、冠水しない高さとなる約1.5mかさ上げするものです。購入土を利用してかさ上げを行う場合、経費的負担が大きいの
で、近隣で今後5年間に実施される公共工事等によって発生する残土を利用し、かさ上げいたします。そのため、申請地を許可後5年間一時転用しようとするもので

す。

なお、転用後は農地に復元することとしています。

申請地は、三原市役所●●支所から西へ約 1 kmに位置する農振農用地区域外の第 2 種農地です。

本件は、農地法第 4 条第 2 項第 5 号「一時的な利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること農地への復元をすることが確実と認められること」として、農振農用地区域外農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、土砂埋立行為許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

福山市
農業委
員会

福山市農業委員会です。

資料 1 の 2 ページ及び資料 3 の 2 ページをご覧ください。

3 番の案件について説明をいたします。

この案件は、●●さんによる宅地拡張及び駐車場への転用案件です。

●●さんは申請地の隣地に居住していますが、このたび、宅地拡張及び駐車場にするものです。

申請地は、福山市役所●●支所から西へ 1 0 kmほどのところで甲種農地になります。

この申請地は、平成 1 9 年度から平成 2 3 年度まで、●●事業として整備が行われており、該当農地は農地法施行規則第 3 7 条第 1 項第 5 号に規定する、土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為として、甲種農地の不許可の例外規定に該当するものです。

なお、農振農用地区域からは除外の見込みです。

続きまして、資料 1 の 2 ページ及び資料 3 の 3 ページをご覧ください。

4 番の案件について説明いたします。

●●さんによる、駐車場への転用案件です。

●●さんは申請地の隣地に居住していますが、このたび駐車場として利用するた

めに申請をしているものです。

申請地は、福山市役所●●支所から西へ10kmほどの所で甲種農地になります。

この申請地につきましては、3番と同じく平成19年度から平成23年度まで●●事業として整備が行われているものです。該当農地は、農地法施行規則第37条第1項第5号に規定する、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を、当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為として、甲種農地の不許可の例外規定に該当するものです。

なお、農振農用地区域からの除外が見込まれています。

いずれの案件につきましても、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農規模に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

議長

以上で、説明が終わりました。

今回、諮問のありました案件について、33件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

●●常
任会議
員

●番の●●でございます。この際、少しお聞きしたいことがございます。

資料1に、今回から新たに再生可能エネルギー発電関係のものが備考欄に入ってきております。初めにそれぞれの委員に配られたものには入っておりませんでした。今日差し替えになっておりまして、このままでは私たちが理解に苦しむところがあるので、事務局の方からでも補足説明ができれば、していただければありがたいと考えております。

議長

分かりました。では、説明してください。

事務局

これは、個人にしても、事業者にしても、太陽光発電等で電気をつくった場合、それを中国電力の方へ売電されるということになりますが、売電をされる上では経済産業省へ再生可能エネルギー発電設備の認定申請が必要です。その売電の申請で経済産業省から認可がおりれば、今度は中国電力の方が、必ず売電で受けた電気は

買いとらなければならないという仕組みの条文であります。これは20年の期間で買い取りをするという制度になっております。これは関係法令ということで入れております。

議長

ほかにご意見はございますか。

●●常
任会議
員

もう一件、お願いします。

議長

はい、どうぞ。

●●常
任会議
員

●●でございますが、農地法の関係で転用というのはやむを得ない場合もございますが、問題は農地を守る立場の農業委員会として考えるのには、太陽光発電システムに利用されるのは、今現在どのように利用されている農地なのか。

というのは、耕作放棄地になって原野に近いところがあるのかとか、もろもろの農地のあり方によって、この太陽光発電システムというのは利用されるべきではないだろうかと思っておりますので、安易な方たちでの転用というのはいかなものかと。そうかといって、それぞれの市町の農業委員会で判断はしておられるのだらうとも思います。今回初めて出たものですから、もう少しそのあたりが、農地の問題ですね。

私が少し聞いているのは、耕作放棄地に対してこういうものができないだろうかというような問い合わせがあったとは聞いているのですが、ここらがそれに該当するのか否かと。それから、では今後、それぞれの市町はどう取り組んだらいいのだらうかということで、お聞かせいただければと思っております。

議長

誰が答弁されますか。

だいたい荒廃しようがどうしても、農地であるということになると、一応、こ

れは農地から外さないと無理だというふうな気もするのですが、そのへんはどうですか。

●●さん、どうぞ。

●●農
地相談
員

耕作放棄地か、あるいは適正に耕作されているのか等々については、特に太陽光発電であろうが、そうではない土地であろうが、太陽光発電であれば特に厳しくいかなければいけないということはないですね。

それはもちろん、ご質問があったように、農地の状況を十分踏まえた上で答申を出したいという意味の言われ方は妥当なご意見だと思いますので、今後、特に太陽光については、農地がどれぐらい耕作放棄されていたのかとか、あるいは現在まで適正に耕作されていたのかというふうな説明を、あえてするかどうかの話だと思うのです。そのへんを、今のご質問を受けてどうするかという話だと思うのですが。

だから、太陽光に限ってやるのか、全てについてやるのか。そのへんを含めて、常任会議員会議の説明としてどうするかという話でしょう。

議長

それもありますが、この場合はどういうことが的確かという。農業委員会でどう扱うかということもあると思うのです。

一応、農地から外す必要があるという思いは強いわけですが、農地であっても荒廃した農地なら勝手にしていいというようなものは、ちょっと整理が難しいのではないかと。議長がこんなことを言ってもいけないのですが。

どうですか。また、これについて研究してみる必要があると思いますが。

●●農
地相談
員

ですから、その研究をするのに、今言われた太陽光だけについて厳しく説明するのか、やはり全般的にやるのか、そのへんも含めた意見にしないと。

議長

では、これは課題ですね。

今はブームですが、太陽光発電だから遊休化する農地をやってもいいというものに進めにくいような気がしないでもない。そのへん、正確なところは、分からない

ものはつくる必要がある。事務局長はどうですか。

事務局

今、この件につきましては、こういった施設が転用の対象になるかということで、県の方から農水省の方へ照会をさせていただいているというふうに聞いております。そのへんが出てきて、どう捉えるか。

今の状況で言いますと、太陽光発電は非常に重要なことだということになっております。その点から言うと、非常に重要なことを急いでやらなければならないという皆様のご理解のもとで進めるとしたら前向きな進め方になるでしょうし、そのへんも全体の流れでしょうけれども。

今いろいろ検討されているのは、一応、発電装置を上につけますと。そして、太陽光線がある程度下まで通るようにしますので、下に作物を作付けたらどうでしょうかというような案件も含めて、そのような検討をされているようなので、そのへんも一つは見定めた上で対応を検討するということが必要になってくると思います。

あとは一般基準等に照らして淡々とやっていくのかなというのが、事務的には周辺に影響がないかどうかといった点、必要性を見ていくということになるのだと思いますけれども。

議長

●●さん、いかがでしょうか。●●さん本人の思いは伝わったかどうかよく分かりませんが、ここが知りたいとか、これはこういうふうにした方がいいとかいうような議案があれば参考にさせていただきます。せっかくですから言ってみてください。

●●常
任会議
員

はっきり申し上げて、私にとって、こうあるべきというのはございません。ただ、安芸高田市の第1種農地で、ちょうど牧草地、放牧などをしていた、おそらく27haぐらいだったと思いますが、そこへ太陽光発電を持てきたいというような話題がある。しかし、第1種農地だからというようなことで、県レベルの段階、国レベルの段階においても、これは妥当ではないという判断をされております。

しかし、そうは言いながら、小さいものでほかの案件もいろいろ出ているのですね。では、どこまでがどうなるのだろうかというのが、一つ大きな案件としてあり

ます。

それに、これはまた太陽光発電とは少し違うのですが、耕作放棄地とか生産調整で米の問題、これだけ4条、5条でほかのものに転用されているのに、耕作率の問題はほとんど変わりがないですね。こういった問題はいつまで続くのだろうか、きちんとした農業政策ができていないのではないだろうかというようなことも含めまして、常々疑問に思っていたものですから、今回初めて出てきた案件のように見ましたものですからお聞きしました。ですから、教えていただきたいということでございます。

議長

ありがとうございました。

これは事務局が、文字どおり研究をさせていただきます。

質問はほかにございませんか。この類でない部分で。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議長

ご質問がないようですので、採決に入らせていただきます。

第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

ありがとうございました。挙手全員でございます。第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、尾道市農業委員会からお願いいたします。

尾道市
農業委
員会

尾道市農業委員会です。

資料１の３ページ及び資料３の５ページをご覧ください。

②番～⑰番については、同一案件ですので一括してご説明します。３ページから４ページにかけての案件です。

株式会社●●による、建売住宅への転用事案です。

株式会社 ●●は、東京都●●区に本店を置く建設業を営む会社です。

このたび、７１棟の建売住宅を建築するため、申請地を取得し転用しようとするものです。

申請地は、尾道市役所から●へ約２.５km、ＪＲ東尾道駅から●へ約１.２kmに位置する第２種農地です。

なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ております。

続いて、資料１の５ページ及び資料３の６ページをご覧ください。

１８番は、株式会社●●によります太陽光発電設備への転用事案です。

株式会社●●は、東京都●●区に本店を置く、電気供給事業を営む会社です。このたび、塩田跡地を利用した太陽光発電事業を行うため、申請地を太陽光パネル設置用地として貸借し、転用しようとするものです。

申請地は、尾道市役所●●支所から東へ約２kmに位置する第２種農地です。

なお、常任議員による現地調査後に、経済産業省からの設備認定が必要なが判明しました。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第６条の規定に基づいた申請をされております。

以上説明しました１７件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

三次市
農業委
員会

三次市農業委員会です。

資料１の８ページ及び資料３の９ページをご覧ください。

１番の案件について説明いたします。

株式会社●●によります工事用作業用地に係る一時転用事案です。

株式会社●●は、三次市●●に本店を置く建設業者です。

このたび、広島県発注の●●支流の一級河川国兼川改修事業の受注により、工事区域下流の水利を確保するため仮設水路が必要となったため、また河川に架かっていた市道橋梁架け替え等で、申請地を平成25年3月31日まで一時転用をしようとするものです。

なお、転用後は農地に復元します。

申請地は、三次市役所から●へ約9kmのところにある第2種農地です。

続いて、2番の案件について説明します。

資料3の10ページをご覧ください。

株式会社●●によります工事用作業用地に係る一時転用事案です。

株式会社●●は、三次市●●町に本店を置く建設業者です。

このたび、三次市発注の公共下水道管渠工事を受注したため、工事期間中の通行止めに対して、近隣住民のための一時駐車場用地の確保並びに現場事務所や資材置場用地が必要となったため、申請地を平成25年3月31日まで一時転用しようとするものです。

なお、転用後は農地に復元します。

申請地は、三次市役所から●へ1.3kmのところにある第3種農地です。

以上2件は、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

福山市
農業委
員会

福山市農業委員会です。

資料1の6ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

1番と2番の案件につきまして、同一案件でありますので一括して説明をさせていただきます。

いずれも、株式会社●●による建売住宅の転用案件です。

株式会社●●は、福山市●●町に事務所を置き、建築業及び不動産業を市内で行っています。

このたび、建売住宅として需要が見込めるため、申請地を取得し転用しようとするものです。

申請地は、福山市役所から●へ約4kmほどのところに位置する第2種農地になります。

譲渡人の所有する農地には、他に適当な土地もないことから、やむなく申請地を選択したわけです。

続きまして、資料１の６ページ及び資料３の８ページをご覧ください。

３番の案件について説明いたします。

●●町内会会長●●さんほか３名によります、公共施設への転用案件です。

●●町内会の現在利用している施設は、敷地面積・建物面積も狭く、地域活動に支障をきたしています。このたび、申請地を取得し、新たに施設を建設するものです。

申請地は、昭和６３年から平成３年にかけて、●●地区として●●事業により整備された第１種農地です。

場所は、福山市役所から●●へ約●km、福山市立●●小学校から●へ５００mほどのところになります。

譲渡人の所有する農地には、他に適当な土地もないことから、やむなく申請地を選択したわけです。

本件は、農地法施行規則第３３条第４号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第１種農地の不許可の例外規定に該当するものです。

なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。また、農振農用地区域からも除外が見込まれています。

いずれの案件も、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農規模に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

庄原市
農業委
員会

庄原市農業委員会です。

資料１の９ページ及び資料３の１１ページをご覧ください。

１番の案件について説明させていただきます。

●●氏によります住宅への転用事案です。

●●氏は、庄原市内に居住する公務員です。

このたび、住宅の新築が必要となり、実家に隣接する申請地を宅地に転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和６２年度から平成３年度にかけて実施された●●

事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく現在の自宅に隣接した本申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外済みです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の10ページ及び資料3の12ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

このたび、現在住んでいる住居では手狭になったため、実家に隣接し、母が所有する本申請地に住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、東広島市役所の●●2.6kmに位置し、●●地区として昭和38年度から43年度にかけて実施された●●事業により整備された第1種農地です。

譲渡人の所有する農地は全て第1種農地であり、ほかに適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外済みであり、建築許可の申請についても許可見込みとの判断を得ています。

ただ今、説明しました案件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

議長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、尾道市農業委員会の転用案件について、9月10日に地元農業委員会会長の立ち会いのもと現地調査を行いました。

その調査報告を、常任●●会議員さんをお願いいたします。

●●常
任委員
会

それでは報告いたします。資料4をご覧ください。

平成24年9月10日月曜日14時から、調査員は、私と、三原市の●●議員さん。立会人は、●●市農業委員会の●●会長、●●・●●農業委員、農業委員会事務局職員、広島県農業会議事務局職員とで現地調査をいたしました。

調査案件としては、建売住宅への転用案件、農地法第5条で2～17番です。

所在地は、尾道市●●町と●●町にかかっております。地目は畑で24筆。面積11,675.16㎡。第2種農地でございます。

申請人は、株式会社 ●●、代表取締役は●●です。

転用計画として、建売住宅。住宅71棟、駐車場142区画、道路6,450.84㎡、水路86.25㎡、調整池932.95㎡、公園2カ所766.02㎡、階段26.22㎡、緑道172.07㎡、ごみステーション17.89㎡、擁壁法面2,662.62㎡。これは併用地として山林等が入りますが、合わせて21,484.78㎡となるようです。

調査理由として、建売住宅への転用の妥当性。

調査方法は、尾道市大田ふれあい館で概要を聴取後、現地調査を実施しました。

調査結果です。

申請地は尾道市の●●部に位置し、JR東尾道駅から●●へ約1.2kmに位置する第2種農地で、周辺を住宅地と山林に囲まれた農地です。

申請地は以前、土地改良を任意組織で実施し、土地造成を行ってきたが、途中で事業をストップし、資料4の2ページの写真のとおり、現在は遊休農地化し、申請地の中央は土砂の運搬のため簡易な道路を確認しました。申請地の状況は、写真にありますように、奥が畑で、手前が山林となり、複雑に混在した地域であります。

転用する理由。申請人は、●●グループの一員として昭和16年に設立され、東京都●●区に本社を置き、土木工事や建築工事を営む株式会社であり、同地域でニーズの高い建売住宅をつくるため転用を計画したということです。

申請地の選定理由です。申請地は市街化調整区域で、国道●●線から近く、JR

●●駅から1.2kmで、駅周辺には商業施設・病院などが充実しており、良好な住宅環境が整備できる条件が整っており、近年、宅地化が進んでいる地域であり、今後も住宅購入ニーズが高いと判断し、周辺には他に設置可能な土地がないことから、申請地を最適地と考え選定したものです。

転用の妥当性です。土地の選定理由、転用目的、事業規模は妥当と認められる。被害防除措置計画から見て、周辺の農地に営農上の支障はないと認められます。

他法令の状況です。開発許可については許可見込みであり、尾道市担当部局から判断を得ているとのことでございます。

それでは、続いて結果報告をいたします。

同じく調査日は平成24年9月10日10時30分から、尾道市農業委員会の関係です。調査員は私と●●議員さん、また立会人として尾道市農業委員会の●●会長、●●・●●農業委員、農業委員会事務局職員、広島県農業会議事務局職員。

調査案件は、太陽光発電設備への転用案件。農地法第5条18番。

所在地は尾道市●●町、地目は畑1筆。面積4,908㎡、区分は第2種農地。申請人は●●、支配人は●●、電気供給業。

転用計画。太陽光発電設備。太陽光発電パネル5,728枚、10,180㎡、パワーコンディショナ15.84㎡、変電盤12.96㎡。併用地として雑種地が両サイドにございますので、合わせまして28,172㎡となっております。

調査理由。太陽光発電設備への転用の妥当性。

調査方法。尾道市役所●●支所で概要を聴取後、現地調査を実施しました。

調査結果。

申請地の状況。申請地は尾道市役所●●支所から東へ約2kmに位置し、県立●●高校から南西へ約500mに位置し、県道●号線に面した第2種農地であります。現状は、平坦な塩田跡地の一部を果樹園として利用しているものです。

資料4の4ページをご覧ください。その真ん中です。四方を道路、水路、塩田跡地に囲まれた孤立した農地であります。

転用する理由。申請人の株式会社●●は、●●グループの一員として東京都●●区に本社を置き、電気供給事業を営む株式会社であります。

このたび、メガソーラー発電事業（1,000kWを超える発電量）を行うため、転用を計画したものです。

権利内容は、中国電力に電気を売電する期間である 20 年間の賃貸借により転用します。参考として、一般的に 1 MW で 15,000m²、2 MW で 30,000m²が必要ということです。本件は 1.5MW です。

申請地の選定理由。申請地は海岸沿いにある塩田跡地として全体で約 2.8ha の平地で日当たりも良く、太陽光発電設備の設置に適している。周辺には大規模設備の設置可能な土地がないことから、申請地を最適地と考え選定したようです。

転用の妥当性。申請地は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として第 2 種農地に該当いたします。

転用目的。事業規模から見て当該土地の選定はやむを得ないと考えられる。南側にある農地とは幅約 2 m の水路で隔てており、営農上の支障はないと認められます。

他法令の状況として、再生可能エネルギー発電設備認定申請を経済産業省に申請中。電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第 6 条ということでございます。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて 76 件の諮問を受けております。

これについて、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議長

ご質問がないようですので、採決に入ります。

第 2 号議案につきましては、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

ありがとうございました。挙手全員でございます。第２号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には大変ご苦勞様でした。

次に協議事項に入ります。

「平成２５年度広島県農業施策に関する提案（案）について」事務局から説明をいたします。

事務局

資料８をお出しいただきたいと思います。

「平成２５年度県農業・農村施策・予算に係る要望事項」として、これも先週末ぎりぎりにＪＡ広島中央会で、私どもの要望と中央会の要望を合わせて作成されたものでございます。

中央会の個別の要望については、今回、説明は省略させていただきますが、農業会議として要望したものがどのように反映されているかという点について、ご覧いただきたいと思います。

農業会議の提案事項につきましては、７月１８日の常任会議員会議で協議していただきまして、基盤整備関係とか農地・水・環境保全向上対策、有害鳥獣駆除の見直し、集落法人関係でアスパラガス等の高収益品目導入に係る継続的かつ長期的な事業の創設、それから５点目としまして都市農業の振興対策について、６点目として多様な担い手の育成についてということで項目を挙げさせていただきました。

中央会で取りまとめた案を見ますと、１の基盤整備関係は１ページの１の（１）（２）ということで表現をされております。基盤整備については、平成２２年度以降、国の土地改良事業関係予算が大幅に削減されたということは皆様ご承知のとおりだと思いますが、それ以降、非常に事業が進めがたいといった状況になっている。予算が足りないという状況が続いております。

それに併せて、中山間地域の棚田で、これは高岸にしているのかと思いますが、石垣を積んでおり、その石垣の間にコンクリートを流し込むということで耐用年数を延ばしていくといったことを今考えておられますが、それで景観も維持していこうと。そして将来的には、都市農村交流などに使えるようなものになるのではない

かと思いますが、今は高齢の方が産直市場に出す野菜等を一生懸命につくっていただいているというような状況でございます。これもお願いしたいということで載せております。

次の項目ですが、担い手対策というところに、私どもの「多様な担い手の育成」という言葉は入っておりませんが、2ページに(1)「新規就農者等への支援について」という項目がございまして、この点につきましては「元気な広島県農業戦略会議」という組織を、JA広島中央会さん、それから県と、農業会議も入っておりますが農業団体等で続けていろいろな協議をしております。今年を中心課題の一つが、この新規就農者への支援ということでございます。

この戦略会議の中で、いろいろと検討して進めておりますので、ここで中央会さんは表現されていますが、いずれのことも戦略会議の場で検討協議しながら進めていくという前提になってまいりますので、その中で話し合いの検討を進めていきたいと思っております。ここは中央会さんの内容だけで済ませていただきたいと思っております。

「農業会議」という表示をしているところがございますが、有害鳥獣の関係です。4ページの3を見ていただきたいと思います。「鳥獣被害対策について」ということで、これは被害額まで載せてもらっていますが、駆除の必要性を書いております。

私どもの方が呉市農業委員会さんから特に頂いておりますのが、人民に関わるような状態になっていると。非常に繁殖して走り回るといようなことがあって、特に狩猟期間中、有害鳥獣駆除の許可制限というのがあるようですけれども、この許可がなかなかされないと。檻にかかってもどうにもできないといようなことがあるので、そうしたものはきちんとしてもらいたいという要望が特に出されております。この点を表現するように、中央会と話をさせていただきたいと思っております。

あと、集落法人関係がございます。アスパラガス等へ取り組んでいるけれども、事業の運用等が変わってできなくなったと、支援がいただけなくなったということで、継続的かつ長期的な事業の創設をお願いしたいという話が出ておりますが、これは次の5ページの「野菜対策について」というところで、「重点品目産地拡大推進事業の要件緩和について」で要望されております。この中に重点品目としてアス

パラガスも入っておりますので、この内容で進めさせていただきたいと考えております。

農地・水・環境保全向上対策です。農地・水については、国への要望ということになりますので後ろの方に出てまいります、11ページの4番、一番下の方でございます。

広島県農林水産業チャレンジプランでは、約4,100ha（平成22年）の取り組みを12,000haに拡大するように目標設定がされている。平成24年度から始まった第2期対策に向けては、県独自の担い手要件を撤廃し取り組む方針を示していただいたことから、農業団体として10,000haの取り組みを目標に1年前から取り組んできた。

しかし、国からの予算割当が要望額の半分程度しかなく、支援単価の調整などの緊急措置が図られていますということで、ぜひとも要望額を満たせるように、県で予算の確保と、併せて国に対しての働き掛けをしていただきたいという内容になっております。

5番の項目は、広島市農業委員会から特に出されたのですが、都市農業での固定資産税の負担軽減ということで、国に要請していただきたいということが出ております。

都市農業の振興につきましては、農林水産省内の検討会でも非常に重要なことだと、何とか都市の農業というのを振興する方向で、市街区域内は10年以内に宅地化することが前提ですが、もうそういった時代ではないですから、緑地空間とか、そういったかたちで両立するようなことを目指すべきだろうという中間報告も出ております。ですから、こういったことも兼ね併せて課税対策もお願いしたいということで進めていきたいと思います。

一応、こういう案で進めさせていただきたいと思っています。イノシシの件につきましては、「特に」ということを付け加えられるかどうか中央会と話をし、ぜひとも入れていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。あとの項目は資料をお読みいただきたいと思いますのでお願いします。

議長

ただ今の事務局からの説明について、皆様からご質問があればお願いいたします。

●●常
任会議
員 不勉強で申し訳ないのですが、３ページのところに「農業近代化資金の特定高性能農業機械にかかる下限面積要件の廃止」とあります。おそらく面積を２０町とか３０町とかつくっておられたら、そのところでの近代化資金といいますか、そういったものの利用を制限すまいというようなところだろうと思うのですが、その面積は幾らか教えていただけますか。

事務局 申し訳ございません。今、その基準等についてのあれを持っておりません。中央会さんで独自に要請されたので、まだ打ち合わせも済んでいないのです。これは調べて回答させていただきます。

高性能農業機械導入計画があつて基準があつたはずです。そういう基準がきちんと定めてあると思いますので、その撤廃をしてほしいという要望になっていますから、それは調べまして連絡させていただきます。

議長 下限面積の要件の廃止というのがよく分からないのですが。それが分かれば、次に進みたいということで、ほかにございませんか。

それでは、次に情報提供に入ります。

「広島県果実農業振興対策センター・宮盛農園の概要について」広島県果実農業協同組合連合会の●●専務様にお願いいたします。

●●専
務 本年４月、呉市蒲刈町宮盛地区に広島県果樹農業振興対策センターと宮盛農園を設置いたしましたので、資料５を中心に、併せて資料６で簡単にご説明したいと思います。

まず資料をめくっていただいて、「概要」の（１）の「ねらい」でございます。県内の果樹農業は生産農家の高齢化が進み、担い手不足は顕著で、産地機能の維持が懸念される深刻な状況にあります。特に島しょ部の柑橘地帯は荒廃園が増加し、病虫害、鳥獣害を助長し、生産を不安定にし、果樹農家の生産意欲は年々減退傾向にあります。

従いまして、ここに書いてある担い手の減少と耕作放棄地の増加、これに対して何らかの対策をしたいということで、そこに図が描いてありますが、まずは広島県

果樹農業振興対策センターとして担い手の育成の仕組みをつくりたいということ
と、その手段の一つとして宮盛農園を設置しました。

(2) 「設立までの経過」です。これは例年、関係団体と、産地の果樹産地構造
計画達成に向けて、毎年意見交換をしております。残念ながら、課題は毎年同じ課
題であり、なかなか前に進まないという状況でありましたが、平成22年の5月当
時、県の2020のチャレンジプランを作ろうではないかということで、われわれ
もそれに向けて一歩前に具体的に進めたいということで、熱心に意見交換をやりま
した。

そこで作り上げたのが、平成22年11月。やはり担い手育成しかないだろうと
いうことで、関係団体と一緒にあるべき姿をいろいろと検討しました。その中で、
本来であれば、各JAがそういった仕組みをつくろうではないかということになり
ましたが、それぞれが初めてで悩むよりは、当面は広果連でやったらどうだろうか
ということになりまして、平成22年12月に本会の理事会でその案を出して協議
を開始しました。

しかしながら、総論賛成各論反対ということで、なかなか前に進めませんでした。
その各論の主なものとして、一つは予算の問題です。予算措置をどうするの
か。主に人件費ですが、これをどうするのかということと、もう一つあるのが農業
経営です。今、農協法等が改正されて、われわれも農業経営ができるようになって
おり、やはりこれを前に進めるためには、われわれが農業経営をしなければいけな
いよということでありましたが、それがなかなか理事会で前に行かない要因でござ
いました。

そこで平成23年10月に理事会の下部組織に特別委員会を設置して、いろいろ
と細かい事業計画を作り出しました。ちょうどそのころ、国の新規就農総合支援事
業、そこに年間150万円あげましょうという支援事業がありますが、その支援事
業と、県につきましても広島レモンのブランド化によるかんきつ産地の育成事業と
いうことで、若干補助金をつけるぞという施策が準備されました。

そして、ちょうど時期としたらいいなということもありまして、これらの施策を
てこに、特別委員会で一生懸命に事業計画を作り、ここには書いてございませ
んが、平成24年1月にわれわれの理事会でその事業計画を提案しました。すると前
に進めということもございまして、平成24年3月に、われわれの総会で、それを

やってみろということで、その事業を開始しました。

そして4月には、慌ただしい作業で大変でしたが開園作業と大苗育苗を開始して、ささやかでありますけれどもセンターと農園の開所式を行いました。

組織でございますが、運営主体は本会広果連の業務部でございます。そして設置場所は、先ほど言いましたように宮盛でございますが、事務所は旧JA呉市の宮盛支店の一部をお借りしています。

スタッフは、全体を取りまとめるセンター長、●●さんですが県のOBです。それを補佐する農園長は、われわれの技術員であります●●でございます。また、農園あるいは研修生をいろいろ指導してくださる技術員として●●さん、これもわれわれのOBです。

そして、やはり施策として、それぞれの関係団体でいろいろと担い手の育成を企画しておりますが、それを一体化するために調整する要員として相談員を設けました。西部地区には●●、われわれのプロパー要員でございます。東部地区はJA尾道さんのOBであります●●さんです。その方たちがかけ回って、それぞれの仕組みの一本化に向けて、今、動いております。

そして現在、3名の研修生がおります。詳しくは、また後ほどご説明します。

次に宮盛農園の運営としまして、まず第一に新技術・新品種の実証でございます。これにつきましては、やはり担い手の確保のうえで、一番大きなポイントとして農業所得でございます。従いまして、農業所得を少しでも向上したいということで、効率的な栽培を行うための新技術の実証や、多様な消費者ニーズに即した新品種の果実の栽培を実証いたします。

具体的には、下に丸三つを書いておりますが、われわれは特に「いしじ」の栽培の実証をやりたいというふうに思っております。これは、先ほど事務局長が説明された「いしじ」の研究機関の費用を拡大して、これをやってくださいとするわけですが、やはり今はミカンが、広島県においては特に干ばつの被害で3年間以上影響が出ているかなと思いますし、隔年結果もひどく、特にミカンが減産傾向にあります。

そういった中で中晩橘へシフトして、レモンが日本一ということもございまして力を入れているわけですが、やはり農業所得を上げるにはミカンが必須になります。

それで、年末商戦で価値のある「いしじ」、なかなかつくりにくい品種でございますが、ポテンシャルがあるので、やはりこれを増産しようということにわれわれはカジを取りました。県が一生懸命やっている、この新しい栽培技術で何とかやりたいなというふうに思っています。

(2) 「モデル経営の実証」です。これも先ほど言いましたように、担い手に500万円以上の所得を目指そうというふうに言っているわけですから、われわれもぜひ5年間で500万円以上目指したいということで、下の表に書いておりますが、こういう品目をこれぐらいの面積で作りたいということで頑張っております。

ただ、ここを見ていただければと思うのですが、かんきつの振興といいながら、一番最初にイチジクを植えています。というのが、5年間で500万円ということで、かんきつは未収益期間が5年間ありますので、やはり少しでも早く現金収入が欲しいということで、イチジクを約70^{ヘクタール}植えようということであります。下の方に、いろいろな作物をどういう場所に植えようとしているかというのを書いてあります。

次に「果樹農業の担い手の育成」ということで、実施方針として、まずは就農希望者の発掘から、就農後の経営安定まで一貫した総合的な支援体制をつくろうとしております。

2点目は、研修生それぞれに対して個別の研修プログラムを作成して、研修期間中に産地と協力して就農準備を進めようというふうに心がけています。

3点目は、われわれ果樹にまつわる担い手ですから、研修生の受け入れは、県内の果樹農業全般を対象としますが、当面は常緑果樹部門を優先してやろうというふうに思っています。

研修期間は原則として2年。栽培実習は宮盛農園と、それぞれ研修生が希望する就農を予定する産地での現地研修を基本とします。

募集対象ですが、先ほどもいいましたように、今年度はかんきつ経営を目指す。そして、年齢はおおむね40歳までとして、研修期間を含め10年で農業所得500万円ぐらいを望んでいる人ということと、県内の産地JAから生産販売の支援を受けられる方を対象としています。

それが基本ですが、就農に向けた流れは資料6で説明させていただきます。

「かんきつ類の施設面積の推移」、これはある産地それぞれを載せていますので

見ておいていただければと思います。これが近年、急速に縮小しているという状況であります。

そして次に、これは安芸津ではありますが、ほかの地区もほぼ同様ですが、かなり高齢化しているということです。広島県の高齢化率は日本一ということで、他県よりも11%ぐらい先を走っているという状況です。

3 ページです。現在、3 人研修生がおりますが、1 人は安芸津地区、1 人は大崎下島、もう1 人が大崎上島に就農を希望しておりまして、それぞれの J A と、今いろいろな調整をしております。

4 ページは、われわれがやっている宮盛農園の俯瞰図でございます。後ほど、ご確認ください。

そして、研修生の受け入れと研修準備でございますが、まずは窓口相談を一本化しようということで、われわれのセンターと関係機関、J A、市町、県が一体となって、みんなで研修希望者の相談を受けようではないかということで、これは既に始めております。事前相談では、具体的にどの産地でやりたいかということも、こういった農業をやりたいかという営農計画、イメージづくりも、われわれは手伝うようにしております。

それで、いよいよ研修してみようという方が決まれば、産地の J A と一体となって申し込み、三者で面接や試験をして決定をするという手続きを取っております。

次の6 ページ、就農計画に基づく研修ですが、それぞれ研修生に応じてカリキュラムを作ると。例えば栽培とか、農業経営とか流通関係、このカリキュラムを作って、それぞれ指導していくという方針でございます。

そして、5 番として「営農計画の作成」ということで、だんだんと研修生も具体的にどんな農業をしようかということがはっきりしてきますので、その都度、営農計画をブラッシュアップして、産地と連携して農地情報とか技術情報を収集しようと。これは2 年の研修期間中にしようというものでございます。

また、就農準備も2 年の研修期間中にやろうということで、大切になる農地及び生産施設の確保とか、集積の手続き。一番大切なのは、いかに集積ができるか、できないかということで、それが大きなキーポイントではないかなと思います。

そういった中で、就農後の支援とすると、就農後5 年間で農業所得500 万円を目指して、それに携わった関係団体と一体となって後押ししていこうというふうに考

えております。

最後でございますが、取り組みのポイントというのをご用意しています。われわれは、4月に初めて半年もたっていないというよちよち歩きでございまして、試行錯誤やいろいろなことを模索しながら進めているわけですが、現時点で思うには、やはり担い手育成の仕組みや産地のここに書いているような仕組みづくりは、連携というよりは、関係団体と一体とならないとうまくいかないと思います。

そして逆に、われわれがここまでこらせていただいたのは、まず第一に産地のご協力。今、宮盛の農家の方は、いろいろなかたちで積極的にご協力していただいています。

また、これは先ほど言いましたけれども、われわれは当初、定款変更して農業をしたいということでしたが、それがかなわないということで、当面は農地を借りてという手続きでやろうとしています。これに地元の農業委員の方、あるいは呉市の関係者の方が積極的に協力してくださって、われわれは手伝うというよりは主体になるわけですが、あまりしなくても非常にスムーズに前にいって助かったということです。

またJA呉の関係者の皆さんには、いろいろなかたちでサポートしていただいています。こういうものが、やはりこれから新たな仕組みをつくる上で非常に大きいなというふうに実感しており、また、こういうかたちを前に進めていきたいなというふうに思っております。

もう一つ、大きいなと思っているのは、今、研修生は3名おりまして、平均年齢が27歳ぐらいですが、それが一堂に会していろいろな小さな課題、大きな課題に取り組んでおり、これが非常に「よし、頑張ってみよう」という気になってくれているということ。やはり若い人1人ぐらいでは、いつまで続くのかなという思いもありましたが、今3人が力を合わせて、改植等に頑張ってくれていますので、これも大きいなというふうに思っております。

最後はいろいろなかたちでスナップを載せておりますが、今後われわれはこういった新たな仕組みに加えて、われわれの本業である生果をどのように売なのか、そして加工をどういうふうにするのかというのも、今新たなことにチャレンジしています。

例えば生果につきましては、「いしじ」もそうなのですが、契約取引を拡大して

いこうと思っております。将来的には40%ぐらいにはしたいなと思っております、そのところがまず一つです。

もう一つは加工事業です。レモンにつきましては10,000 tにしようということにしていますが、やはり生果では限度があるということで、加工食品の付加価値を上げて、生産者の手取りを1円でも上げていきたいということについて、大手メーカー等々と一体となって、新たな加工事業にも着手していきたいなと思っております。

最後であります、このような仕掛けをつくる上で、先月説明された全農の仕掛け、ずいぶん教えていただきました。定款変更せずというふうにやるのかということも細かく教えていただきましたし、研修関係の座学、これあたりはずいぶんこれからも協力していただけるという状況でありますので、われわれ仲間の協力も非常にありがたいなということを感じて、簡単ではありますが終わります。

議長

ありがとうございました。

厳しい中で、このようなことにチャレンジしておられることに非常に感動いたしました。

皆さんから、今、説明されたことについてでもいいのですが、これに関係することでも何でも結構ですので、質問がございましたらお願いいたします。

●●常
任会議
員

先ほどのような中であつた「いしじ」というのはどんなものですか。

●●専
務

ミカンで、正月明けのころに出荷できる商品で、●●さんという呉の農家の方が見つけられた新しい広島発の品種です。

●●常
任会議
員

分かりました。

議長	これはミカンですね。
●●専 務	ミカンです。
議長	ほかにございませんか。どうぞ。
●●常 任会議 員	一生懸命にやっていただいて、本当にありがたいと思っておりますし、尊敬もいたしております。 そこで、研修生の方は3名おられるのですが、今まで農業の経験があるのか、ないのかとか、あるいは年齢層とかありますが、そのへんで差し支えなければ教えていただければと思います。
●●専 務	3名おりますが、2名は経験がございません。 1名は関東の方から1ターンで来ており、今、一生懸命に広島で農業をやりたいと。特に宮盛地区を見られて、どうしても果樹をやりたいと、産地は芸南農協の管内でや●●りたいということでやっておられますので、非常に熱心であります。 もう一人は、●●町で最終的には農業をやりたいということで、どうも奥さんの里が●●町のようなのですが、今、●●市から毎日通っておられます。よく通っておられるなというぐらい熱心で、われわれも何とか成功させてあげたいという思いであります。 もう一人は広島ゆたかの管内で、親が農業をやっている方なので、その方は経験がありますが、そういった意味で、われわれも、管内の農協も、やはりきちんとやってやりたいという思いは強くございます。
議長	ほかにございませんか。 イチジクにかなり重点をおいておられますが、これはイチジクを栽培されていた事例があったのですか。
●●専	事例はあるのですが、実はうちの担当の部長が、5年で500万円あげられるかと

務 いうのを一生懸命にシミュレーションしたところ、かんきつだけでは無理だと。それでいろいろ考えた上で、実はイチジクを植えようという話で、これからもひょっとすると、かんきつ地帯では落葉のイチジクとか何かを併せて植えるしかないのかなとも思っています。

議長 塩加減が悪いんですか。ミカンは、ある程度、塩加減というか、イチジクはあれは関係ないんですか。

●●専務 それぞれ産地ごとに特徴があるわけで、今、宮盛農園でもいろいろ植えています
務 が、やはり少し寒いところにはレモンを植えたり、大苗育苗をしているところは季候のいいところとか、同じ産地でも、いいところ、悪いところ、適地がありますので、それはそれぞれ見極めながら、また集積もいろいろ大きなポイントですので、それも合わせもって今やっているという状況です。

議長 これは主力が80歳が中心で、女性が特に多いように見えるのですが、後継者というか、ここの地元の協会、まあ3人おられるというのは、これからの技術的なものを取得して、その中核になってどんどんされるという3名だと思うのですが、雇用の関係になるとどうですか。

●●専務 ですから、もう自分でやると、自分で経営者になるという方ですので、それなりの目的意識ははっきりしています。

議長 まだ聞きたいことがあろうかと思いますが、大変ありがとうございました。

それでは、●●専務さんのお話が終わったところでありますが、次回のテーマについて、皆様からの提案、またご意見がございましたら発言をお願いしたいと思います。

●●常任会議員 ●●でございます。これは次回のテーマというよりは、今度、研修されることについてですが、今までは3カ所で広島・福山・三次だったのが2カ所になったということで、われわれ安芸高田市の方から見ますと、どうしてこうなったのだろうか

と。なぜ3カ所を2カ所にされたのか。

それからもう一つ、公共交通機関のない場所ですね。私たちの場所からでは、世羅の方へ行く交通機関がありません。そうすると、バスを仕立てなければいけないということで、予算の絡みも出てくるものですから、これは安易に変えられるとちよつと困るなというようなことがあります。

また、先ほど少し審議していただきました4条、5条のところでのソーラーパネル、このへんが勉強できればと。そういうことを一つの議題にしていいただければありがたいなと思っております。

議長

先ほどもいろいろありましたし、また5条の関係でもソーラーパネルのものが数多く見えました。この辺については、農業委員が、次期の戦略として農地をどう守っていくかというような面においても、今言われるソーラーパネルについて、的確にこれを普及できたら、ある種、遊休農地の解決方法にもなろうというような思いがあるので、これらも事務局で少し検討してみたいとは思っているのですがどうですか。いいでしょうか。

事務局

農水省の方針が定まりませんと、どういうものが転用になるかということもありますので、県の方とも協議させていただきながら、そういう関係の勉強ができるようになれば、そのようにさせていただきたいと思います。

●●常
任会議
員

今度、研修は10月19日が世羅でしたか。

事務局

はい、予定しています。

●●常
任会議
員

それから広島は、何日ですか。

事務局

24日ですね。

●●常
任会議
員

そのへんで、その質問が出るかとは思ったのですが。

事務局

その時に間に合うなら、その時までになるべくやっていきたいと思ひますし、次の会議で間に合えば、そういう方向でも検討してみたいと思ひますが、少しそれは難しいと思ひております。

間に合わない場合は、私どもの方で、これはぜひとも一度させていただきたと思ひてゐるのですが、農業委員会系統組織の情報誌として『全国農業新聞』を活用しております。しかし、東日本大震災で大幅な減部になりまして、この新聞を維持するためにどうするかというようなことがございます。全国農業会議所の方から出向いてもいいよという話もきておりますので、そういった情報活動の強化についての話も、一度検討させていただきたいと思ひております。

その辺と絡み合わせて、次の案内を差し上げるころまでに方向付けをさせていただければと思ひます。その2点については、少し時間がかかると思ひますけれども、何か説明できるような方針なり、そういったものが出れば、そういうかたちでやっていきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

議長

来月は、先ほど事務局が申しましたとおり、『全国農業新聞』についての協議をいただきたいと思ひますが、いいでしょうか。

両方やればいいのかではないですか。

事務局

はい。できれば、両方をやります。

議長

これで、本日の提案いたしました案件は全て終了しました。まだ全体的には、中身については終わっていないような気もするのですが、会務全般についてのご意見があれば願ひします。

●●常
任会議
員

●番の●●です。

時間を頂戴しまして、今までのことではないのですが、果樹経営支援対策事業について、産地協議会の技術部会の中に県の職員や広果連の技術員さん等も入っておられるのでお聞きしたいのですが、果樹経営支援対策事業、改植事業ですが、これは26年度まで今のところある予定と聞いておりますし、24年度は、つい先だつて締め切られました。

県の奨励であるレモン、これは自由化によってかなり伐採したりして、国産レモンが見直されて高接ぎとしたと。高接ぎで、レモンはどうしても耐用年数が短くなるので、今、改植をしようとしたら、新しい品種のレモンも出てきておりますけれども、レモンからレモンの改植は対象外だと聞いています。

事務局をしているJAの職員に聞いても、レモンからレモンは駄目、レモンからデコポンも駄目、ほかの品種からレモンも駄目ということで、県の奨励品種でありながら、産地協議会でも奨励しているのに、なぜレモンの改植、レモンからレモンは駄目なのか。

以前、デコポンの高接ぎからデコポンは駄目だというようなこともありました
が、今ではデコポンの高接ぎ樹からデコポンの苗木はいいですよということになって
おります。

お聞きしたいのは、レモンからレモンはなぜ駄目なのか。そのお答えをいただきたい
のですが。

議長

分かりました。●●さんでいいですか。

●●常
任会議
員

いや、技術課でもいいし、広果連でもいいし、両方とも産地協議会の方に入っ
ていただいているので。県の職員も入っているし、広果連の技術員さんも入っていま
すが。

●●専
務

では、分かる範囲でお答えしたいと思うのですが。

確かに経営支援事業として、今、そういった事業をされているのですが、この施
策は国が決めるというのが大きなたてりになっていまして、その中で確かにレモン

からレモンは駄目だよということと、この事業が、おそらく平成26年までは何とか確保したけど、それ以上は駄目だよという話になっています。

それは、国も解釈の拡大というのはなかなかしていただけないようですが、今日はそういうお話を聞きましたので、これは広果連というより、県の果実基金協会は国との窓口を直接的にやっているの、そこにそういった打診を試みようと思います。

確かに、県はレモンということで、しかも26年ということになっていますので。

●●常
任会議
員

あと2年ありますからね。既にもう、県の方からたぶんデコポンなんか、デコポンからデコポンは駄目ですよということだったのが、県の強い要請で直されたというふうに聞いています。

●●専
務

そうですね。

●●常
任会議
員

広島県も、あと2年間頑張ってください。

事務局の担当、JAの方も、私は農家の皆さんのことは大変分かるんですが、国の会計監査が入ったときには駄目ですからというようなことで、8年間は絶対に、植えたらほかのものにしてはいけませんよと。4年目で、中間で調査に入るし、8年目でまた調査に入るのだから。

生産者で改植をする意欲のある人は、まだ生産意欲を持っている人なんです。

●●専
務

そうですね。

●●常
任会議
員

そういう人の意欲をそぐような、施策としたら、収穫間近にイノシシに食べられて生産意欲を無くすようなものですよ。生産意欲を持っている担い手としては、意欲を持っている人からは、なぜ駄目なんだというようなことなので、強く国の方に要望していただきたいと。

●●専
務

そうですね。

●●常
任会
議
員

県の技術課の方もよろしくをお願いします。広島県が特に強く奨励品種としており、県も産地も目指していきたいという生産意欲を皆持っておりますので、一つよろしく願いいたします。

議長

では、県の方から、そういう関係について話ができれば。

事務局

今日来られているのは農地の担当ですから、これは持ち帰って。

●●専
門員

お話があったことは伝えておきます。

議長

はい、分かりました。まだ、意見がある人がございましたら。

それでは、本日の常任会議員会議は、これで終了というかたちを取らせていただきます。

次回の常任会議員会議は、10月18日木曜日、午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の皆様方には大変ありがとうございました。ご苦勞さまでございました。

15:24【終了】

● ● ●● ●●
● ● ●● ●●
● ● ●● ●●